

岩手県告示第500号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成25年岩手県告示第797号）で告示した見分森鳥獣保護区、高田松原鳥獣保護区及び島の越鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和5年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 変更後の見分森鳥獣保護区の区域 奥州市地内の市道見分森線と市道町裏見分森線との交点を起点とし、起点から市道見分森線を南西に進み市道上大谷地川北線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道銭倉北峠線との交点に至り、同点から同市道を北に進み農業用水路鶴淵堰右岸との交点に至り、同点から同堰右岸を下流に進み市道町裏見分森線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 変更後の高田松原鳥獣保護区の区域 陸前高田市地内の浜田川左岸と国道45号との交点を起点とし、起点から浜田川左岸を下流に進み広田湾に至り、同湾の海岸線に沿って西に進み県道長部漁港線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を北に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北に進み市道町中堰線との交点に至り、同点から同市道を西に進み気仙川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み陸前高田市高田町中川原地内の嵩上地法尻との交点に至り、同点から同法尻に沿って南東に進み市道馬場前中堰線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道曲松中和野線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3（1） 変更後の島の越鳥獣保護区の区域 下閉伊郡田野畑村地内の県道岩泉平井賀普代線とコイコロベ川左岸との交点を起点とし、起点から県道岩泉平井賀普代線を北西に進みさらに北東に進み釜谷の沢との交点に至り、同点から同沢を下流に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って東に進みさらに南に進みコイコロベ川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。